


## 第181号

# 瓦版 えくれしあ

## ～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

	<h3>目次</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 税理士法違反と外国人の脱退一時金に対する所得税の還付手続</li><li>2. 新聞記事等から 外国人労働、現場は課題山積 「介護実習生」増えず 「出稼ぎ留学生」は就労制限超が常態化 外国人の就労 ～ 理念なき拡大に懸念 特別支援学級在籍率、外国人の子が日本人の倍 民間調査</li><li>3. Drifting too far - 49 祈りと信仰 ブッタとシッタカブッタ ①から</li><li>4. 本の紹介 プロテスタンティズム 深井智朗 著 中公新書</li><li>5. 今月の言葉</li></ol>
--	---

### 税理士法違反と外国人の脱退一時金に対する所得税の還付手続

先日、税務署に脱退一時金に対する所得税の還付手続のための申告書を取りに行きました。たまたま用紙が引き出しになかったため受付で10部もらうように頼むと「税理士でない者が申告手続きをするのは税理士法違反」と言われました。外国人が脱退一時金を請求する際年金機構が「退職所得の受給に関する申告書」の提出を認めていないから友人に対してこの手続きをせざるを得ない。また25万人の犠牲者がいると話す「そのことは私たちには分からない。」と言われながらも申告書はもらうことができました。確かに四角四面に考えれば税理士法違反かもしれません。しかし技能実習制度の実態から考えれば四角四面に考えて税理士法違反と決めつけてしまうことには疑問を感じてしまいますのでいくつかの角度から見ていきたいと思います。手前勝手な考え方もかもしれませんがこのように考えなければ技能実習生が救われません。

まず税理士法からみていきます。第52条に税理士業務の制限として次のように書かれています。

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

税理士業務とは第2条に次のように定められています。

税理士は、他人の求めに応じ、租税、法定外目的税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談、

税理士以外の者が「業」として行うことが禁止されています。行政解釈として国税庁のHPには、「業とする」とは、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を反復継続して行い、又は反復継続

して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないこととされています（基通 2-1）。」とあり、「税務書類の作成」については、「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないこととされています（基通 2-5）」とあります。税理士法はこうした税金に関する業務を「業」として独占するために設けられているものであり、記帳代行している人たちが偽税理士として税務関係の事柄を「業」として行うことを禁止したものであり、親族の為また友人のために知識のある人がボランティアとして援助することまで禁止していると考えれば大きな不利益を抱える人たちが出てきます。技能実習生が正にその当事者と言えます。日本語も十分に分からず当然法律的なことは全くの無知であり、脱退一時金から源泉徴収される所得税の還付請求など誰も教えてくれません。そうは言ってもインターネットを検索すると社会保険労務士や行政書士そしてコンサルタント等がこの手続きを高額な金銭を取って行うと宣伝している HP がすぐに見つかります。これらは「業」として行うもので税理士法違反と言えます。しかし受け入れた会社や協同組合また私のようにカトリック教会で知り合った技能実習生に対してボランティアとして行っている例もあります。日本人と同じように退職金の支払者に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出することが認められておらず、日本にいる税理士に依頼しなければならぬと決めつけられてしまえばまずそれは不可能な話であり、依頼すれば相当高額な費用を徴収されることになってしまいます。立法時点で「業」として予測していたのは偽税理士対策としてのものではないのでしょうか。技能実習生たちは先にも触れたように「退職所得の受給に関する申告書」の提出さえ認められていません。日本人に認められた権利が認められていないこと自体が税法違反と考えざるを得ないといえます。この用紙の欄外に注として、「この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42% に相当する金額となります。」とあります。しかし年金機構は外国人が脱退一時金の請求をする際この申告書の添付を認めていないため 20.42% の所得税が徴収されています。この理由は簡単な話といえます。現在 25 万人の技能実習生がおり。単純に考えれば毎年 8 万人強が帰国することになります。これまで私が扱った所得税の還付金の平均が 9 万円前後です。そうすると 72 億円の源泉徴収があることとなります。このうちいくら還付されているか分かりませんが、ごくわずかな金額ではないかと考えられます。そうすると日本の国家が技能実習生を意図的に搾取しているとしたか考えられません。こうした状況下にある脱退一時金～源泉徴収される税金の還付手を援助している受入れ企業や協同組合またボランティアとして行っている人たちに対して税理士法違反と決めつけることに疑問を持つのは私だけでしょうか。

次に技能実習生制度の運用といった面からみていきます。この制度は「建前と本音」の使い分けによって成立している制度であり、関係省庁が関係する職種の技能実習生保護のため様々な方策を立て労働法を無視する指導がなされています。たとえば農業関係では労基法の適用除外は認めないとの指導文書が出されていますし、水産業では全日本海員組合に強制加入させるため全日本海員組合と協同組合間での労働協約中にユニオンショップ協定を結ばせる指導がなされています。受入企業とのユニオンショップ協定は理解できますが労働契約の当事者ではない協同組合との間での労働協約は労働組合法を無視したものとしか言えません。協同組合に使用者性があるという理屈であれば雇用安定法で禁止している労働者供給事業に該当すると言わざるを得ません。労働法は厚生労働省の所管であるためそのあたりのことは厚生労働省の文書類と読み合わせしていけば阿吽の呼吸で行われているのがわかるはずですが、しかしこうしたことは日本人も同じ職場で働いているにもかかわらず、農業の日本人は適用除外にならず休日も休憩も割増賃金もなしであり、水産業では労働協約の一方の当事者が雇用主ではないため日本人は労働組合に加入する必要はなく、一方技能実習生は組合会費月額 3 千円の無駄な出費が強制されます。同一職場での扱いの相違は職場環境を乱すもとにならざるを得ない面があります。この脱退一時金からの源泉徴収に関して日本年金機構は脱退一時金の説明の中に「脱退一時金にかかる税金について」として次のように記載しています。

国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。

非居住者の方が「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

申告書の提出先は、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署となります。

申告及び還付金の受け取りのためには、帰国前に、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署へ「納税管理人届出書」（この様式は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載しています。）を提出する必要があります。なお、「納税管理人届出書」を提出しないで帰国した場合には、申告時に「納税管理人届出書」を申告書と併せて提出してください。また、納税管理人の資格は、日本に住所地又は居所地を有すること以外に特にありません。（申告などの手続について、ご不明な点は税務署にお尋ねください。）

脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。

この文章を読んで皆さんはどのように取られたでしょうか。私自身税理士法違反という条文は今回初めてチェックしました。社労士法から類推して税金還付に関することは税理士が行う業務と理解していましたが、この文章の中にこの還付手続きは税理士しかできないとは一言も触れておらず、日本に住んでいる人ならだれでもいいから納税管理人になるようお願いし、「納税管理人届出書」と「脱退一時金支給決定通知書」を母国から送り、それに基づいて納税管理人に「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を作成してもらって税務署に送ればよいと理解しました。こうした考え方を排除しようとするれば「申告書は自分で作成するか税理士に依頼して作成必要があること。申告書の提出に当っては日本に住んでいる人を納税管理人として定めなければならない。」と書くべきでしょう。しかし税金を還付したくないため、脱退一時金請求書に「退職所得の受給に関する申告書」の添付を認めていない見返りとして「技能実習生の税金還付については税理士法違反に問われることはありません。」というメッセージであり、「建前と本音」の世界の中での各省庁間での独特のレトリックといえます。これを裏付けると言えば言い過ぎかもしれませんが、「退職所得の選択課税による還付のための申告書」の様式が存在していません。便宜上、確定申告書B表の標題を抹消して「退職所得の選択課税による還付のための申告書」と書く必要があります。用紙が存在しないのは日本人に対してこの問題が発生しないからです。先に見たように退職金の支払者要するに会社の担当者から「退職所得の受給に関する申告書」にサインして提出するように言うてくるから退職金に関する所得税の還付自体あり得ない話だからと言えます。ちなみに脱退一時金に対する非課税限度額は120万円です。

技能実習期間は3年が基本で、優良事業所についてはプラス2年間の計5年間の技能実習が認められています。この場合、5年経過後に脱退一時金の申請をするのかというとそうではありません。3年終了時点で最低1カ月は帰国する必要があります。この帰国している期間中に脱退一時金の請求手続をする必要があります。当然ここで問題となっている税金還付手続は再来日して自分ですることができます。従って後の2年間についても脱退一時金の請求が可能となります。なぜ5年経過後ではないのかというと脱退一時金の算定期間の上限が3年間の納付期間となっているためです。3年を終了して再来日を前提として一時帰国するだけの話なのでこのやり方自体合法的なものかどうか疑義を感じざるを得ません。このあたりのことについて年金機構は脱退一時金の説明書の中に次のように書いています。

再入国許可を受けて出国される場合でも、市区町村に転出届を提出したときは、脱退一時金の請求をすることができます。

ここでいう転出届と住民票を抹消して帰国することを意味しています。当然在留期限は1年先でしょう。正に法律の隙間を悪用した措置としか言いようがありませんが、技能実習生の利益を考えた措置と言えます。税理士法と同様厳格に法律を適用するとすれば疑問を感じざるを得ない

ところと言えます。「建前と本音の」世界で運用されている鵠的な存在である技能実習制度独特のレトリックと考えれば納得がいきます。

最後に「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないこととされています（基通 2-5）」とあります。先に述べたように 3 年間の退職所得の非課税限度額は 120 万円です。これを超える脱退一時金をもらうことは絶対にありえません。せいぜい 50 万円を超えたあたりとなりますし、申告書作成者の作成にあたって専門的な知識を要するような自己判断が伴うような書類ではありません。ひな形に従って記載する代書的な内容のものでしかありません。もしそれでも税理士法違反とされるのであればフェイスブックで話しながら作成すれば相談業務とクレームがつきそうなので帰国前に本人に記載してもらっておき、脱退一時金の支給決定後指示に従って指定箇所に記載すれば代書と言えるでしょう。税理士法という前に本人でも記載できる「退職所得の選択課税による還付のための申告書」の様式を制定してもらいたいものです。A4 用紙の半分あれば作成可能です。しかし日本年金機構に脱退一時金の届をすると同時に「納税管理人届出書」を提出を認めればよいだけの話なんですか・・・。

## 新聞記事等から

### 外国人労働、現場は課題山積

#### 「介護実習生」増えず 「出稼ぎ留学生」は就労制限超が常態化

西日本新聞 「2018 年 06 月 06 日 06 時 00 分 (更新 06 月 06 日 13 時 53 分)」

コンビニでアルバイトするネパール人留学生  
= 5 日午後、福岡市内



政府が 5 日公表した骨太方針案は、外国人労働者の受け入れ拡大を盛り込んだ。九州でも多くの外国人が人手不足の深刻な分野を支えており、技能実習生や留学生アルバイトの現場には、なお課題も多い。

昨年 1 1 月に技能実習に加わった介護職種。宮崎県延岡市の「メープルウェルフェアサービス」が今夏、中国人女性 2 人を実習生として受け入れることになった。介護の認定では全国第 1 号となる。

メープル社によると、2 人は中国・遼寧省の介護施設で勤務した経験がある。入国後、受け入れ窓口となる

監理団体の研修を経て、8 月からグループホームなどで働く予定だ。小野真介社長（39）は「日本式介護の技術移転を図るため、2 人には核となってほしい」と期待を込める。

ただ、制度開始から 7 カ月を経ても、認定は 2 人だけ。厚生労働省によると、サービスの安全を確保するため、入国要件に日本語能力試験 N 4 の合格を課しており、母国の研修に時間がかかっているという。

福岡県内の監理団体幹部は「日本語の習得が難しい上、介護の賃金水準は安く、希望者が集まらない。送り出し側の実情も考えなければ、労働力不足の解消につながらない」と話す。

今回の骨太方針案は、実習生が入国 1 年後の日本語能力の要件を満たさなくても、引き続き在留できる仕組みの検討を盛り込んだ。



骨太方針案は留学生の卒業後の日本での就職促進も明記。ただ、既に貴重な労働力となっている「出稼ぎ留学生」の対応には触れず、「週 28 時間以内」の就労制限などにも課題を残す。

5 月上旬、福岡市の弁当工場では、200 人近い留学生が徹夜で働いていた。留学生はあっせん会社の手数料を取られ、日本人より時給は 300 円低い。それでも留学生の一人は「バイトを

掛け持ちして月25万円稼いでいる」と明かした。

母国の年収の数倍から10倍以上となる留学費を借金して来日し、仕事に明け暮れる「出稼ぎ留学生」。日本社会も労働力として彼らを求める側面がある。

同市内で複数のコンビニを営む男性は最近、アルバイト情報誌に求人広告を出すのをやめた。「30万円近く広告費をかけても日本の若者の応募はほぼゼロ。留学生同士の紹介が効率的」という。男性のコンビニは従業員の8割がネパール、ベトナムの留学生だ。

男性は「就労制限厳守をやかましく言うと、留学生は他のバイト先に逃げてしまう。政府は、途上国の若者が働きながら学べる仕組みの整備も急いでほしい」と訴えた。

## 外国人の就労 ～ 理念なき拡大に懸念

佐賀新聞 LIVE 6/27 5:00

政府は深刻な人手不足に対応して外国人労働者の就労を拡大するため、新たな在留資格を設けることを決め、「骨太方針」に盛り込んだ。原則として認めてこなかった外国人の単純労働者の受け入れに事実上、道を開く政策転換だが、明確な理念が見えないと言わざるを得ない。

新たな在留資格は農業、建設、造船、宿泊、介護の5分野を想定しており、外国人が技能試験と日本語能力試験で一定水準に達すれば最長5年間働けるが、家族の帯同は基本的に認めない。技能実習の経験者は試験が免除される。

政府は新資格を盛り込んだ入管難民法改正案を秋の臨時国会にも提出する方針で、2025年ごろまでに50万人超の受け入れを見込んでいる。

政府はこれまで専門知識のある人材に限って外国人労働者を受け入れる方針を掲げてきたが、実際は外国人労働者128万人の4割を留学生のアルバイトや技能実習生が占め、その多くが低賃金の単純労働に従事している。新たな在留資格の創設は、この有名無実の方針を改め、単純労働分野の門戸を開く方向にかじを切った形だ。

しかし、この政策には多くの疑念が浮かぶ。まず現行の技能実習制度が手付かずなのが問題だ。技能実習生の雇用は、違法な給与不払いや長時間労働が横行するなど労働者の基本的な権利が守られていない例が多く、社会問題となっている。この状況を改善しないまま新資格を導入すれば、同様の外国人労働者が増えるだけかもしれない。

また、政府はこれを「移民政策とは異なる」と強調するが、移民政策との明確な線引きが可能とは思えない。外国人が技能実習生として最長5年間働いて新資格に切り替えれば、計10年間働ける。実質的な移民とみることでもでき、日本社会を大きく変容させる可能性すらある。政府の説明は甘すぎる見通しに基づいているのではないか。

そもそも外国人の就労拡大のきっかけは、人手不足に悩まされている業界の要請だが、人材を確保するには、賃上げなど雇用条件の改善と、十分に活用されていない女性や高齢者、障害者が働きやすい環境の整備が先決だ。すぐ外国人労働者に頼ろうとするのは安易ではないか。企業には改めて雇用条件の改善などの努力を求めたい。

新資格の対象業種は骨太方針に明確な規定がなく、適用対象が製造業などにも拡大されることが容易に予想できる。外国人労働者に長期間、家族と離れた生活を強いることは人道上問題であり、家族の帯同もいずれ認められるかもしれない。外国人労働者の受け入れは、家族も含めて想像以上の速さで拡大する公算が大きいと考えるべきだ。

しかし、先行きがどうなろうと、すでに多数の外国人労働者を受け入れている以上、その権利の保護と生活の支援が急務である。政府はまず技能実習制度を根本的に見直し、劣悪な雇用環境

を一掃するよう努めてほしい。仲介業者による中間搾取を防ぐ仕組みの整備、日本語学習や医療面の支援なども必要だ。

同時に、日本社会が移民を含めて外国人労働者をどう受け入れ、どう共生していくかという中長期的な理念の構築が不可欠である。政府はもちろん、国民一人一人が自分の問題として考えなければならない。（共同通信・柳沼勇弥）

## 特別支援学級在籍率、外国人の子が日本人の倍 民間調査

平山亜理 2018年6月24日 07時49分

レストランでのマナーを学ぶ、特別支援学級の児童たち=2月27日、  
愛知県豊田市の西保見小学校、葛谷晋吾撮影



ブラジル人ら外国人が多く住む地域の小学校で、外国人の子どもが日本人の2倍以上の比率で障害児らを教える特別支援学級に在籍していることが、民間団体の調査で分かった。日本語が十分にできないために障害があると判断され、特別支援学級に入れられている例もあるといい、調査した団体は「実態把握と支援が必要だ」としている。

調査したのはNPO法人「国際社会貢献センター」(A B I C)。2015年に三重、愛知、群馬、静岡の4県で外国人児童が多い113小学校を調べ

たところ、日本人の児童は4万9159人中730人(1・48%)が特別支援学級に在籍し、外国人は1886人中116人(6・15%)だった。16年は岐阜県を加えた5県の117校を調べ、特別支援学級在籍率は日本人2・17%、外国人5・94%。17年は滋賀県を加えた6県の355校を調べ、日本人2・26%、外国人5・01%だった。

特別支援学級は障害がある児童らを教えるために置くことができる。文部科学省は対象児童を決める際は障害の状態や教育上必要な支援などを考慮し、障害の判断は「総合的かつ慎重に」するよう求めている。

外国人児童が多く通う学校の校長らによると、「日本語ができないことは特別支援の対象」としている例や、日本語が理解できないため、障害があるかどうかの見分けが難しいケースがある。ただ、文科省特別支援教育課はこうした実態を「調査しておらず、理由は分からない」としている。A B I Cは「特別支援学級に在籍している外国籍の子どもの現状や、指導状況の実態調査が必要だ」として、子どもたちの出身国の関係者の協力も求めるべきだと指摘している。(平山亜理)

### 【特別支援学級、増える外国人児童 日本語の壁に学校苦悩】

外国人児童が多い学校でなぜ、外国人の子どもが高い割合で特別支援学級に在籍するのか。事情は学校によっても異なるが、背景には日本語が十分にできない子どもの増加で対応に苦悩する学校現場の状況があるようだ。在日ブラジル人らの間でも、問題になりつつある。

愛知県豊田市の西保見小学校は全校児童252人(5月現在)のうち、約7割の171人が外国人で、そのうち約9割がブラジル人だ。今年度から4教室となった特別支援学級は22人が在籍し、このうち15人が外国人だ。

2月下旬には特別支援学級の子どもたちが輪になって、「次は、東山公園、東山公園。降りますか？ 降りませんか？」と電車に乗る練習をしていた。数日後に迫った遠足で、通常学級の子もたちと集団行動するためだ。電車の切符の買い方や、バナナなど果物の買い物の練習もした。

特別支援学級の児童が全員、障害の診断を受けているわけではない。平吹洋子前校長は「日本語など言葉が出来ないことは、特別支援の対象」と語った。「発達障害かグレーゾーンの子もいるが、特別支援学級は少人数で自立訓練をするため、通常学級より伸びる子が多い」と話し、「ある程度自立できると、音楽や体育、社会科などで通常学級に戻る」と説明した。

これに対し、文部科学省特別支援教育課は日本語ができないことだけを理由に特別支援学級に入ることは「想定していない」という。4月に西保見小へ赴任した岡元敬子現校長も特別支援学級に入るには「(障害者)手帳や診断が下りている」ことが前提と言う。

ただ、多様な子どもを教えるために「人的な支援が多ければ多いほどいい」と言う。同校は日本語を教える国際学級が四つあり、ポルトガル語通訳が4人常駐するが、それでも手が回らない時もあるという。

愛知県みよし市の三好丘小学校は3月末現在、特別支援学級に12人が在籍し、3人が外国人。全員が障害の診断を受けているが、山内陽二校長は「日本語が十分に理解できないため、発達障害に似た振る舞いになることもあり、見分けが難しい」と語る。通常学級の外国人児童も、母国語の分かる人が付き添ったり、他の児童とは別に日本語を教えたりするのが望ましいという。特別支援学級の在籍が他校で増える背景には「ニーズが多い一方、人がいない現状もあるのでは」と山内校長も推測する。

外国人児童の障害の有無の判断の難しさを指摘する声は他にも多い。厚生労働省障害福祉課は「外国籍の子どもの存在は見落とされてきた」と認める。同省の研究班で「外国にルーツをもつ障害のある子どもの実態と支援」の調査を手がける豊田市福祉事業団理事長の高橋脩氏(71)は、「子育ての文化も違う外国人の子どもの行動を、日本人と同じ基準で評価していいのか戸惑う」と語る。

ブラジル在住の臨床心理士の中川郷子さん(61)は言葉の壁が大きいとみる。「発達障害かどうかを調べる際、日本語の質問には答えられなくても、ポルトガル語ならば答えられる子どももいる」と話す。子どもの将来にも影響するため、双方の言葉を理解して障害を判断できる人材の養成の必要性を訴える。

保護者の理解にも課題がある。愛知県の保見地区でブラジル人の子どもの支援をするNPO法人「トルシーダ」の伊東浄江さん(60)は「学校側は特別支援学級を説明したつもりでも、理解しないままに了承する親も多い」と話す。「少人数で丁寧に教える学級」と思い、後で「障害児のための学級」と知り、不満を覚える保護者もいるという。在日ブラジル人の間でも、こうした状況が問題になり始めている。ブラジル大使館は日本の学校に通うブラジル人の子どもの実態調査を行うため、昨年に研究者を公募し、現在は選定中という。(平山亜理)

〈特別支援学級〉 学校教育法では知的障害者や肢体不自由者らのために置くことができるとされている。2013年の文部科学省通知では障害の状態や教育上必要な支援などを勘案し、「特別支援学級で教育を受けることが適当である」子どもを決め、障害の判断は「総合的かつ慎重に」行うよう求めている。通常学級より教員の配置は手厚く、現在は8人の子どもで1学級を設け、教員を配置できる。

## Drifting too far - 49 祈りと信仰

未だに祈りと信仰が何かもう一つ分かりません。というと不思議に思われるかもしれませんが。実際どのようなものか考えるようなものではなく人間は先天的にこれらの感覚を持っているはず

です。自然に対する畏怖であり、何かわからないものに対する態度の表れであると言えます。しかし組織ができその中に入ってしまうとそこにあるのはこうした素朴なものとは別に組織を維持するための論理が生成され、そこに所属しているという優越感や構成員以外と差別化する心が出てきます。こうしたものは本来あったものに基つきながらもそれとは別の生き物として成長していきます。キリスト教もイエスの心の中にあつたものとイエスの死後十字架をシンボルとして形成されていったものとは全く違うものではないでしょうか。イエスの語録が復元されたところでイエスの思想を知ることが出来ずただ単にそれを読む人それぞれの読み方で終わってしまいます。4つの福音書があるのもそうしたことの反映であり派閥間の考え方の相違を飲み込んだうえで聖書としてまとめられたものが信仰のよりどころとして成り立っているのがキリスト教です。カトリックにしてもプロテスタントにしても無教会にしても何が正しいのかという問題ではなくどのような甲羅を選ぶかが信仰なのかもしれません。

洗礼の時、「神を信じますか。」という質問がありました。キリスト教の神の存在を信じ、神が救い主であることを信じるという意味合いではないかと理解していますが、私にとって神は信じるとか信じないとかの存在ではありません。子供のことで悩んでいたさなか、突然聖書の言葉が頭に浮かび、それまでの心配事が胡散霧消しました。その言葉は、「明日何を食べよう、何を着よう、それは明日の日にまかせればいい。今日の苦勞は今日一日でいい。」というものでした。鬱々としていた心が瞬間的に晴れあがりすがすがしい気持ちになりました。心身脱落というものと似た感覚かもしれません。この瞬間に「神はいる。」と感じました。洗礼を受ける10年以上前の話でした。聖書を読んでいただけではなく学生時代から様々なキリスト教関係の本を読んでいただけでした。信仰とか教義とかではなくイエスに関するものが中心でした。イエスがどのような考えを持って行動していたのかが一番の関心事でした。外国人の問題に係りだすとドロドロした問題も少なくなく係ることに疑問を感じながらも見捨ててしまうこともできないままズルズルと今まできています。言葉にならない思いにどのように対処すればいいのか分からないまま立ちすくんでいるのが現状と言えます。

そうしたところから教会を眺めると社会とは切り離された異質な世界に見え違和感を覚えるようになりました。そうした中で読んだ本田哲郎神父の「釜ヶ崎からの福音」は大きな力を与えてくれました。こうしたドロドロしたところにいるとミサでの説教に違和感を感じることも出てきて通説とは違った解釈をしなければ理解できないところが出てきます。

「一方徴税人の方は、遠くに立ったまま、目を天に上げようともせず、むしろ自分の胸を叩き続けて言うのであった。『神よ、罪びとなる私めにお慈悲を。』」(ルカ 18:13)

自分の職業自体が罪にまみれたものとする宗教的倫理観の中で生きている自分は神の前に出ることはできない。しかし心は神に向かっている。そうすると人と離れたところで。ただただ頭を垂れて無言のうちにうなだれることしかできないのは実感できます。また礼服を着ていない者の気持ちもこれと同じだと考えられます。

「王が列席者たちを謁見しようとして入ると、そこに婚礼の衣服を着ていない者を一人見つけた。そこで王は彼に言うも『友よ、あなたはどのようなわけで、婚礼の衣服をつけずにここに入って来たのか』。しかし彼は口をつぐんでいた。そのとき王は仕えの者たちに言った、『この者の両足と両手を縛り、外の闇の中へ放り出せ。そこでは嘆きと歯ぎしりがあるであろう』。まことに、多くの者が召されるが、えらばれる者は少ない。」(マタイ 22:11~14)

招かれたから礼服を着るのは当たり前の話かもしれません。しかし徴税人同様そうした席に行きたいが相応しくないと自覚している者にとっては、形式的とはいえ、礼服を着ること自体難しいのではないのでしょうか。この譬えの場合、王の命令でその部下によってやむを得ず連れてこられたにすぎません。理由を問われても無言を貫かざるを得ない気持ちはドロドロした世界をはい回っている私にはひねくれ者と言われても常識に従って状況にふさわしい服に着替えることはで



きません。そうするとこの部分は逆説域に読まなければ理解できなくなります。招待者がすべて拒否してきたため街中の善人悪人問わずかき集められています。ただ一人自分の気持ちのままに動かざるを得なかったただ一人だけが排除されています。「まことに、多くの者が召されるが、えらばれる者は少ない。」の選ばれたのはこの人だけでした。イエスも正に同じ状況で十字架に向かったのではないのでしょうか。

これまで何かの拍子に突然メッセージが引っかかってきていました。最近アンテナの感度が鈍ってしまったのか、こちらが次の段階に進んでいないためなのか何も引っかかってきません。一昨年、今の活動を辞めようと思っていた矢先福岡から相談が来ました。これはまだその時ではないとのメッセージと受け取り、昨年もどうするかと迷っているなか、JFCの相談がありグズグズしているうちに大きな病気をもらいました。これは活動停止しなければ命を取るとのメッセージなのか、強制的に休暇を取らせ次の展開を考えろとのメッセージなのかよく分かりません。この病気を通じて早く店じまいしなければ人に迷惑をかけてしまうことを痛感したので、活動を縮小し、のんびりとネットワークづくりにシフトするようとのメッセージなのかもしれません。中途半端なまま毎日何もすることもなくパソコンで時間をつぶしているのも情けない話なので今の状況から脱出して祈りと信仰を考えていきたいと思っています。

ブッタとシッタカブッタ ① から



## 本の紹介

### プロテスタンティズム 宗教改革から現代政治まで

深井智朗 著 中公新書 800円

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に認定されました。キリスト教関連遺跡ではなく潜伏キリシタンとされていることは今のキリスト教とは異質のものであったことを示しているのでしょうか。キリスト教と一口に言っても千差万別で各教派どのような違いがあるのかよく分かりません。世界遺産でのキリスト教はカトリック教会と隠れキリシタンとの関係でとらえられています。明治以降今日まで私たちの身近にあるのはプロテスタント教会ではないでしょうか。しかしそのプロテスタント教会をルターやカルヴァンの興した教会と単純にまとめてしまうこともできません。内村鑑三を始めとした無教会の信仰もプロテスタントの流れの中から出てきたものです。各プロテスタント教会内部で体制派と非体制派とが分裂の繰り返し様々なセクトに分かれているのがプロテスタントですが聖書の無謬性をとるセクトもありカトリックより保守的なものもあります。素人からみると今日ではプロテスタントとカトリックを分けるところはマリアや諸聖人を信仰の対象とする偶像崇拝的な傾向の有無だけではないでしょうか。またカトリックとプロテスタントと分けてしまうと敵対関係にある印象をうけてしまいますのでキリスト教カトリック派、正教会派、ルーテル派とか無教会派として同列に捉えるのが正しい見方かもしれません。

この本はプロテスタントの発生から分裂の流れを通して現在のプロテスタント諸教会の違いを解説しているものではなく、ルターの95か条の提題の再検討から始め、カトリック教会の腐敗という視点ではなく成熟による制度疲労と捉えています。当時のプロテスタントには個人的な信仰の自由は無く支配者の信仰によって領民の信仰も決まったと述べられています。キリシタン時代の信仰と同じといえます。王政打倒の流れの中で個人の信仰が確立されていくと同時にプロテスタントの分裂は教義面で先鋭化していったようです。しかし教会の論理、教義が先にあるのではなく、社会の中にある教会、社会との関係性の中で信仰が捉えられていく必要があるように感じます。ルターの時代から現在までの大きな流れがよく理解できました。

#### 言葉

**自分に言い訳して 自分をなぐさめてだますのではなく、  
つらくても自分をそのまま見つめると、  
見えてくるものがある。  
それは心の平和をもたらすことになるみたいだ。**

ブッタとシッタカブッタ ① P.88

#### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成30年 7月 6日 発行